

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【民法Ⅲ】

頁数	問題番号	誤	正
252	74-50	74-50	74-50 ×
	74-51	74-51 ×	74-51 ○
256	74-63	下記のとおり訂正	

74-63 ○

動産に対する優先弁済の順序は下記の表のとおりである。そこで、動産売買の先取特権の目的物に質権が設定された場合、当該質権は、当該動産売買の先取特権に優先する。

	順位	先取特権の種類	備考
動 産	1	<ul style="list-style-type: none"> ・質権 ・不動産賃貸の先取特権 ・旅館宿泊の先取特権 ・運輸の先取特権 	相互に平等 (質権相互間では設定の先後)
	2	動産保存の先取特権	後の保存者が先の保存者に優先
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・動産売買の先取特権 ・種苗・肥料供給の先取特権 ・農工業の先取特権 	相互に平等
	4	一般先取特権	民 306 の順序による
	5	一般債権者	相互に平等